

## 香川県条例第49号

香川県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

香川県土地利用審査会条例（昭和49年香川県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(組織)</u> 第2条 <u>審査会は、委員7人で組織する。</u></p> <p>(委員の任期) 第3条 略</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(委員の任期) 第2条 略</p> <p><u>第3条～第5条</u> 略</p>

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。